

公布された条例のあらまし

◆高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例（高知県条例第51号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）が一部改正されたこと等に伴い、高知県立高等技術学校（以下「学校」という。）が実施する普通職業訓練の基準等を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 学校以外の施設において行うことができる普通職業訓練を定めること。（第3条）
- (2) 学校が行う職業訓練とみなして他の施設により行われる教育訓練を受けさせることにより行うことができる普通職業訓練を定めること。（第4条）
- (3) 普通課程の普通職業訓練の基準を定めること。（第5条）
- (4) 短期課程の普通職業訓練の基準を定めること。（第6条）
- (5) 無料とする普通職業訓練を定めること。（第7条）
- (6) 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格を定めること。（第8条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（高知県条例第52号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により道路法（昭和27年法律第180号）が一部改正されたこと等に伴い、道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 道路の区分を定めること。（第3条）
- (2) 設計速度に関する基準を定めること。（第5条）
- (3) 横断面の構成に関する基準を定めること。（第6条から第16条まで）
- (4) 線形及び視距に関する基準を定めること。（第17条から第27条まで）
- (5) 平面交差等に関する基準を定めること。（第28条から第30条まで）
- (6) 舗装及び道路構造物に関する基準を定めること。（第31条から第34条まで）
- (7) 道路の附属施設に関する基準を定めること。（第35条から第40条まで）
- (8) 道路の構造の技術的基準の特例を定めること。（第41条から第43条まで）
- (9) 自転車専用道路等に関する基準を定めること。（第44条及び第45条）
- (10) 道路標識の寸法を定めること。（第46条及び別表）
- (11) 新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対しては、この条例の規定は、適用しないこと。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例	4
◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例	5
◎高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例	20
◎高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例	27
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例	28
◎高知県税条例の一部を改正する条例	32
◎高知県清流保全条例の一部を改正する条例	32
◎高知県流域下水道条例の一部を改正する条例	32
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	33
◎高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例	34
◎高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	34

◆高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例（高知県条例第53号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が一部改正されたこと等に伴い、移動等円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び重点整備地区の信号機等に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- ア 歩道等（第4条から第14条まで）
- イ 立体横断施設（第15条から第20条まで）
- ウ 乗合自動車停留所（第21条及び第22条）
- エ 路面電車停留場等（第23条から第25条まで）
- オ 自動車駐車場（第26条から第36条まで）
- カ 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条から第41条まで）

(2) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めること。（第42条から第51条まで）

(3) 移動等円滑化のために必要な重点整備地区の信号機等に関する基準を定めること。（第52条から第54条まで）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県営住宅等の整備に関する基準を定める条例（高知県条例第54号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が一部改正されたこと等に伴い、県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 県営住宅等の整備に当たって考慮すべき事項等を定めること。（第3条から第5条まで）

(2) 県営住宅等の敷地の基準を定めること。（第6条及び第7条）

(3) 県営住宅の基準として、住棟等の基準を定めること。（第8条から第13条まで）

(4) 共同施設の基準として、児童遊園等の基準を定めること。（第14条から第17条まで）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（高知県条例第55号）

1 条例制定の目的

弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）を高知市に設置するとともに、指定管理者に管理を行わせることとする等弓道場の管理に関する事項を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 弓道場を高知市に設置すること。（第1条）

(2) 弓道場の管理は、指定管理者に行わせるものとし、その際に公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができること。（第2条）

(3) 弓道場の休館日及び利用時間を定めること。（第3条及び第4条）

(4) 弓道場の利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。（第5条）

(5) 弓道場を利用する者の責務及び利用の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。（第6条及び第7条）

(6) 指定管理者は、利用の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用の許可の取消し等ができること。（第8条）

(7) 弓道場の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。（第9条から第13条まで）

(8) 指定管理者が弓道場の管理を行うことができない場合における弓道場の使用料の納付、減免及び還付について定めること。（第14条）

(9) 利用の許可を受けた者及び指定管理者の原状回復義務について定めること。（第15条）

(10) 弓道場を利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。（第16条）

(11) 指定管理者は、弓道場の利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務、弓道場の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務、弓道場の施設、設備等の維持管理に関する業務、弓道の振興に関する業務及び弓道場の設置の目的を達成するための業務を行うこと。（第17条）

(12) 指定管理者の指定の申請、指定の手続及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第18条から第20条まで）

(13) 教育委員会は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第21条及び第22条）

(14) 指定管理者の秘密保持義務について定めること。（第24条）

(15) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用の許可等並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても行うことができること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の(15)は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第56号）

1 条例改正の目的

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例に関する規定における原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の引用規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県清流保全条例の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

1 条例改正の目的

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）が一部改正されたこと等に伴い、同

令の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県流域下水道条例の一部を改正する条例（高知県条例第58号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により下水道法（昭和33年法律第79号）が一部改正されたこと等に伴い、流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理の方法に関する規定の追加等を行うこととした。

2 主要内容

(1) 流域下水道の構造の基準

ア 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準を定めること。（第5条）

イ アの基準のほか、排水施設の構造の基準を定めること。（第6条）

ウ アの基準のほか、処理施設の構造の基準を定めること。（第7条）

エ アからウまでの基準を適用しない流域下水道について定めること。（第8条）

(2) 終末処理場の維持管理の方法を定めること。（第9条）

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により都市公園法（昭和31年法律第79号）が一部改正されたこと等に伴い、県が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に関する規定の追加等を行うこととした。

2 主要内容

(1) 都市公園の敷地面積の基準を定めること。（第1条の3）

(2) 都市公園の配置及び規模の基準を定めること。（第1条の4）

(3) 公園施設の建築面積の基準を定めること。（第1条の5）

(4) 公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合における範囲を定めること。（第1条の6）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

1 条例改正の目的

県立特別支援学校の第1次再編計画に基づき高知県立中村養護学校が複数の障害種別に対応する特別支援学校となったことを考慮し、学校名を高知県立中村特別支援学校に変更することとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

1 条例改正の目的

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の一部改正

等に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

 条 例

高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第51号

高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定により、高知県立高等技術学校（高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）第1条第1項の規定により設置された高知県立高等技術学校をいう。以下「学校」という。）が実施する普通職業訓練の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(学校以外の施設において行うことができる普通職業訓練)

第3条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める普通職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- (2) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(学校が行う職業訓練とみなして他の施設により行われる教育訓練を受けさせることによって行うことができる普通職業訓練)

第4条 法第15条の6第3項の条例で定める普通職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第5条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 中学校卒業者等又は高等学校卒業者等であつて、知事が別に定めるものであること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切であると認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切であると認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合は、中学校卒業

者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合は、1年につきおおむね700時間とすることができる。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
 - (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
 - (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。
- 2 省令別表第2の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。
- (短期課程の普通職業訓練の基準)

第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切であると認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切であると認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
 - (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
 - (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 2 省令別表第4の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。
- (無料とする普通職業訓練)

第7条 法第23条第1項第3号の条例で定める普通職業訓練は、学校において職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第8条 法第28条第1項の条例で定める者は、省令第36条の15に規定する者とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
第5条中「職業能力開発促進法第23条第1項」を「高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例（平成24年高知県条例第51号）第7条」に改める。



高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第52号

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 設計速度に関する基準（第5条）
- 第3章 横断面の構成に関する基準（第6条－第16条）
- 第4章 線形及び視距に関する基準（第17条－第27条）
- 第5章 平面交差等に関する基準（第28条－第30条）
- 第6章 舗装及び道路構造物に関する基準（第31条－第34条）
- 第7章 道路の附属施設に関する基準（第35条－第40条）
- 第8章 道路の構造の技術的基準の特例（第41条－第43条）
- 第9章 自転車専用道路等に関する基準（第44条・第45条）
- 第10章 道路標識の寸法（第46条）
- 第11章 雑則（第47条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定により、道路（法第3条第3号の都道府県道（法第3条第2号の一般国道と重複する部分を除く。）をいう。以下同じ。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準（法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。）及び道路に設ける道路標識（案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理府}建設省令第3号。以下「府省令」という。）第1条第2項の案内標識をいう。別表において同じ。）及び警戒標識（府省令第1条第2項の警戒標識をいう。同表において同じ。）並びにこれらに附置される補助標識（府省令第1条第1項の補助標識をいう。同表において同じ。）（これらの道路標識の柱の部分を除く。）に限る。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。

(道路の構造の技術的基準)

第4条 法第30条第3項の条例で定める道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、次章から第9章までに定めるとおとしする。

第2章 設計速度に関する基準

(設計速度)

第5条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

第3章 横断面の構成に関する基準

(車線等)

第6条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の

表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	1万
	第3級	平地部	14,000
		山地部	9,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		1万
	第3級		9,000

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じて得た値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	12,000

	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		1万
	第3級		1万

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じて得た値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合は、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25

	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
	第4種	第1級	普通道路
小型道路			2.75
第2級及び第3級		普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第37条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第7条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合も、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。第9項において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる

値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級及び第4級	3	1.5
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級から第4級まで	1.75	1
第4種	第1級から第3級まで	1	

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級及び第4級	0.5	
第2種	第1級及び第2級	0.5	0.25
第3種	第2級から第4級まで	0.25	
第4種	第1級から第3級まで	0.25	

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合は、当該中央帯の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第8条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
(路肩)
- 第9条** 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。
- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値（第3種の道路で、地形の状況その他の特別の理由により歩道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、1メートル）以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）	
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種	第1級及び第2級	普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種	第1級から第4級まで		0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であつて同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）

第2級及び第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種	第1級及び第2級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第3種	第2級から第5級まで		0.5
第4種	第1級から第4級まで		0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表の第3種の項の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は、適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設

ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級及び第4級	0.5	0.25
第2種	第1級及び第2級	0.5	

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合は、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるために必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第10条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第11条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第12条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合は、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する

建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。（自転車歩行者道）

第13条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。（歩道）

第14条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。（歩行者の滞留の用に供する部分）

第15条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。（植樹帯）

第16条 第4種第1級又は第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
 - (1) 都市の中心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
 - (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実であると見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

第4章 線形及び視距に関する基準

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第37条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で、自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第1種から第3種まで	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種又は第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合は、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160

80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数 ≥ 2 である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うために十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。
（縦断勾配）

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	
第1種から第3種まで	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	

第4種	普通道路	40	10	
		30	11	
		20	12	
		60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
	小型道路	20	9	11
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

（登坂車線）

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
100	凸形曲線	6,500

	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
第31条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 第31条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80及び60	10.5
50、40、30及び20	11.5

第5章 平面交差等に関する基準

（平面交差又は接続）

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならないものとする。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当であるとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路とが交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（次項において「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第5条から第9条まで、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第27条並びに政令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第30条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（第3号において「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合は、その交差する道路は、次に掲げる構造とするものとする。

（1）交差角は、45度以上とすること。

（2）踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

（3）見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数^{（回数）}が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

第6章 舗装及び道路構造物に関する基準

（舗装）

第31条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行

者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（排水施設）

第32条 道路には、排水のため必要がある場合は、側溝、街渠、集水枡その他の適当な排水施設を設けるものとする。

（トンネル）

第33条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第34条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

第7章 道路の附属施設に関する基準

（待避所）

第35条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

（1）待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

（2）待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

（3）待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第36条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第37条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第38条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電

車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第39条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。（防雪施設その他の防護施設）

第40条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設又は雪崩防止施設を設けるものとする。
2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

第8章 道路の構造の技術的基準の特例
（附帯工事等の特例）

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第6条から第39条まで（第9条、第17条、第26条、第32条及び第36条を除く。）及び政令第4条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第42条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を法第3条第4号の市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条第1項、第6条、第7条第1項、第4項及び第6項、第9条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第10条第1項、第13条第3項、第14条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第28条第3項、第31条第3項、第35条並びに第37条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。この場合において、同条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。（小区間改築の場合の特例）

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第6条、第7条第4項から第6項まで、第8条、第10条、第11条、第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第14条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第27条並びに第31条第3項の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第6条、第7条第4項から第6項まで、第8条、第9条第2項、第10条、第11条、第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第14条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第31条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第9章 自転車専用道路等に関する基準
（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4

メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第42条まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあっては、第15条を除く。）並びに政令第4条及び第12条の規定は、適用しない。（歩行者専用道路）

第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条、第5条から第14条まで、第16条から第42条まで及び第43条第1項並びに政令第4条及び第12条の規定は、適用しない。

第10章 道路標識の寸法

（道路標識の寸法）

第46条 法第45条第3項の条例で定める道路に設ける道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

第11章 雑則

（委任）

第47条 この条例に定めるもののほか、道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関し必要な事項は、規則で定める。

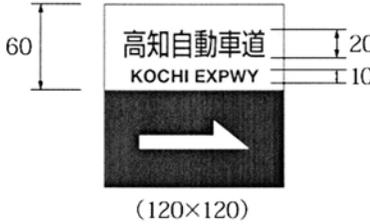
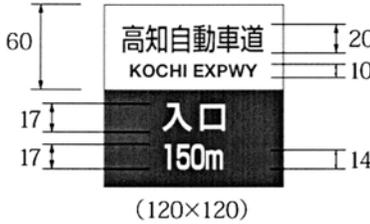
附 則

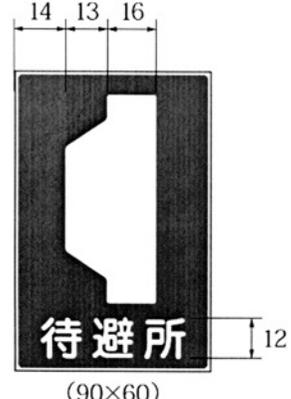
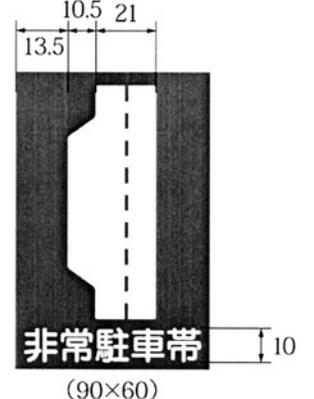
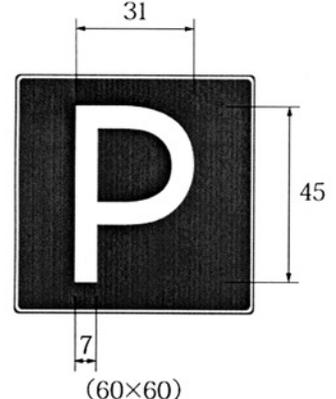
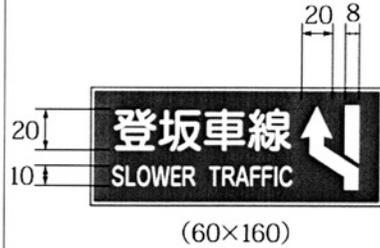
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

別表（第46条関係）

1 案内標識

<p>入口の方向 (103-A)</p>  <p>(120×120)</p>	<p>入口の方向 (103-B)</p>  <p>(120×120)</p>
<p>入口の予告 (104)</p>  <p>(120×120)</p>	<p>非常電話 (116の2)</p>  <p>(90×60)</p>

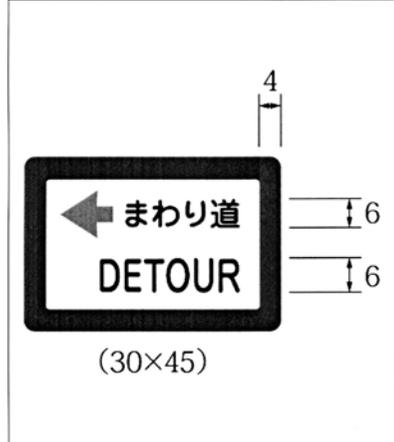
<p>待避所 (116の3)</p>  <p>(90×60)</p>	<p>非常駐車帯 (116の4)</p>  <p>(90×60)</p>
<p>駐車場 (117-A)</p>  <p>(60×60)</p>	<p>登坂車線 (117の2-A)</p>  <p>(60×160)</p>

<p>都道府県道番号 (118の2-A)</p>	<p>都道府県道番号 (118の2-B)</p>
<p>都道府県道番号 (118の2-C)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>

<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	<p>道路の通称名 (119-A)</p>

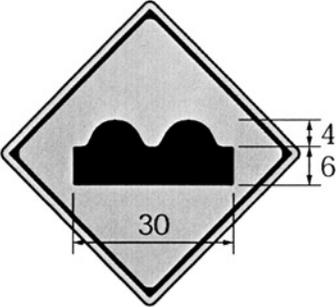
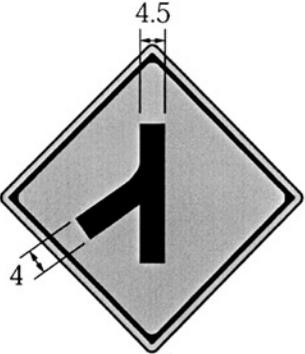
<p>道路の通称名 (119-B)</p>	<p>道路の通称名 (119-C)</p>

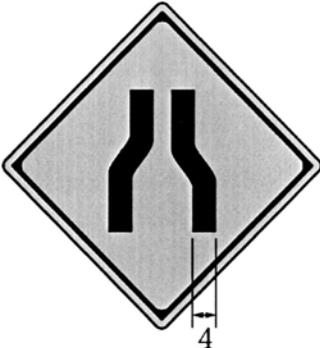
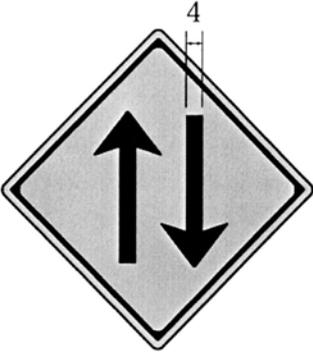
まわり道
(120-A)



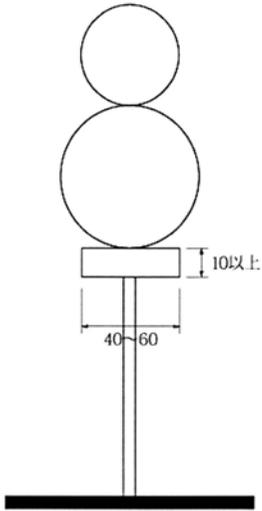
2 警戒標識

<p>標識板の寸法</p>	<p>+形道路交差点あり (201-A)</p>
<p>右（又は左）方屈曲あり (202)</p>	<p>信号機あり (208の2)</p>

<p>落石のおそれあり (209の2)</p>	<p>路面凹凸あり (209の3)</p>
	
<p>合流交通あり (210)</p>	<p>車線数減少 (211)</p>
	

<p>幅員減少 (212)</p>	<p>二方向交通 (212の2)</p>
	

3 補助標識

<p>標識板の寸法</p>	<p>注意事項 (510)</p>
	<p>路肩弱し</p> <p>安全速度 30</p> <p>(30×30)</p>

備考 1 案内標識、警戒標識及び補助標識の種類及び番号については、それぞれ府省令別表第1の案内標識の表、警戒標識の表及び補助標識の表に定めるところによ

- る。
- 2 案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 寸法が図示されている案内標識及び警戒標識については、図示の寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
 - (2) 法第48条の4に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
 - (3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
 - (4) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が1時間につき60キロメートル以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が1時間につき100キロメートルの自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
 - (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
 - (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道」を表示する案内標識（「都道府県道番号」を表示するものにあつては118の2-A、「まわり道」を表示するものにあつては120-Aに限る。）並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法（備考2の(5)の規定により横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号」及び「道路の通称名」を表示する案内標識（「都道府県道番号」を表示するものにあつては、118の2-Aを除く。）については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名」を表示するもので、119-Cにあっては、図示の縦寸法）を拡大することができる。
 - (9) 寸法が図示されている補助標識については、図示の寸法を基準とし、その附置される案内標識又は警戒標識の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。
- 3 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
 - (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、

「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの（「著名地点」を表示するものにあつては、114-Bに限る。）以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、特別の必要がある場合にあっては、当該値の1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
100及び80	30
60、50及び40	20
30及び20	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、備考3の(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点」を表示する案内標識（114-Bに限る。）の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- (7) 案内標識の縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」を表示するもの（「まわり道」を表示するものにあつては、120-Bに限る。）については9ミリメートルの、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの（「都道府県道番号」を表示するものにあつては、118の2-Aに限る。）については16ミリメートルの、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートルの、「都道府県道番号」及び「道路の通称名」を表示するもの（「都道府県道番号」を表示するものにあつては、118の2-Aを除く。）については8ミリメートルの、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。
- (8) 警戒標識の縁及び縁線は、12ミリメートルの太さを基準とする。

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第53号

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 特定道路の構造に関する基準
 - 第1節 歩道等（第4条－第14条）
 - 第2節 立体横断施設（第15条－第20条）
 - 第3節 乗合自動車停留所（第21条・第22条）
 - 第4節 路面電車停留場等（第23条－第25条）
 - 第5節 自動車駐車場（第26条－第36条）
 - 第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条－第41条）
- 第3章 特定公園施設の設置に関する基準（第42条－第51条）
- 第4章 重点整備地区の信号機等に関する基準（第52条－第54条）
- 第5章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項、第13条第1項及び第36条第2項の規定により、移動等円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び重点整備地区の信号機等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）において使用する用語の例による。

（特定道路の構造に関する基準等）

第3条 法第10条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準は次章に、法第13条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は第3章に、法第36条第2項の条例で定める重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準は第4章に定めるとおりとする。

第2章 特定道路の構造に関する基準

第1節 歩道等

（歩道）

第4条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第5条 歩道の有効幅員は、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年高知県条例第52号）第14条第3項及び第4項の規定による幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例第13条第2項及び第3項の規定による幅員の値以上とするものとする。

3 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第6条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第7条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

3 歩道等の巻き込み部、横断歩道における歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とのすりつけ及び中央分離帯と車道等とのすりつけの勾配は、8パーセント以下とするものとする。

（排水溝の溝蓋）

第8条 歩道等に排水溝を設ける場合は、溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とするものとする。

（歩道等と車道等との分離）

第9条 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第10条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第11条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用

者」という。)が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第12条 第5条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第7条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とするものとする。

(視覚障害者の利用が多い歩道)

第13条 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じ、誘導用床材(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。)及び注意喚起用床材(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設するものとする。

(横断歩道橋及び地下横断歩道)

第14条 横断歩道橋又は地下横断歩道を設ける場合は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 階段には、回り段を設けないこと。
- (2) 階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けること。
- (3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

第2節 立体横断施設

(立体横断施設)

第15条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のため必要があると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は150センチメートル以上とし、内法奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれている

ことにより、籠外から籠内を視認することができる構造であること。

- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は150センチメートル以上とし、有効奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (3) 横断勾配は、設けないこと。
 - (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
 - (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により、当該勾配部分を容易に識別することができるものであること。
 - (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (エスカレーター)

第18条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のも及び下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造のものであること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、踏み段相互の境界を容易に識別することができるものであること。

(5) くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものであること。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(7) 踏み段の有効幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第19条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。

(3) 二段式の手すりを両側に設けること。

(4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。

ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第20条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

(2) 二段式の手すりを両側に設けること。

(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、段差を容易に識別することができるものであること。

(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。

(8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。

ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(9) 階段の上端及び下端に近接する通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

(10) 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

(11) 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。

(12) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第3節 乗合自動車停留所

(高さ)

第21条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第22条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

第4節 路面電車停留場等

(乗降場)

第23条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。

(2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。

(3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

(4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(5) 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

(7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(8) 縁側には、注意喚起用床材を敷設すること。

(9) 両端には、注意喚起用床材を敷設するとともに、転落を防止するための柵を設けること。

(傾斜路の勾配)

第24条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

(1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第25条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第5節 自動車駐車場

(優先駐車施設)

第26条 自動車駐車場には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車のために供する部分（以下「優先駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 優先駐車施設として、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この条において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けるものとする。ただし、全駐車台数が50以上の駐車場にあっては、車椅子使用者用駐車施設のほかに移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けるものとする。

- 3 優先駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 当該優先駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、250センチメートル（車椅子使用者用駐車施設にあっては、350センチメートル）以上とすること。
 - (3) 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
（優先停車施設）
- 第27条** 自動車駐車場の自動車の出入口又は優先駐車施設を設ける階には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「優先停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 優先停車施設は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 当該優先停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は150センチメートル以上とし、有効歩行は150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。
 - (3) 優先停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
（出入口）
- 第28条** 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を120センチメートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
 - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
（通路）
- 第29条** 優先駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該優先駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - (3) 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
（エレベーター）
- 第30条** 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（優先駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
 - 3 第16条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。
 - 4 第16条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第31条 第17条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

（階段）

第32条 第20条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段について準用する。

（屋根）

第33条 屋外に設けられる自動車駐車場の優先駐車施設、優先停車施設及び第29条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第34条 優先駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合は、便所の出入口に近い位置に、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 優先駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（以下「多機能便房」という。）を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第35条 多機能便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第29条に規定する通路と便所との間の経路を構成する通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
 - (2) 出入口は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区別があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に高齢者、障害者等が理解しやすい方法により表示すること。
 - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
 - (3) 直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保すること。
- 2 多機能便房は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - (2) 出入口には、当該多機能便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有

するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式とすること。

(4) 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を1以上設けること。

3 第1項第2号ア及びオ並びに第3号の規定は、多機能便房について準用する。

第36条 前条第1項第1号、第2号アからウまで及びオ並びに第3号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第34条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該多機能便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第37条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第38条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のため必要があると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により、当該ブロック部分を容易に識別することができる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のため必要があると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第39条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第40条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のため必要があると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(防雪施設)

第41条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第3章 特定公園施設の設置に関する基準

(園路及び広場)

第42条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢

者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

カ 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

キ 排水溝を設ける場合は、溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。

(3) 階段は、次に定める構造とすること。

ア 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、段差を容易に識別することができるものであること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 階段の上端及び下端に近接する通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷

設すること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段差に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段差に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

カ 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接すること。

コ 傾斜路の上端及び下端に近接する通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、勾配が5パーセントを超えない傾斜がある部分に近接する通路及び踊り場にあつては、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 次条から第48条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

（屋根付き広場）

第43条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付き広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

（休憩所及び管理事務所）

第44条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第34条第2項、第35条及び第36条の規定による基準に適合するものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第45条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、第43条第1号の規定による基準に適合するものとする。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース又は第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、有効幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、平たんで、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあつては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、収容定員が200を超える場合にあつては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（次項

において「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第34条第2項、第35条及び第36条の規定による基準に適合するものとする。
- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造とするものとする。
- (1) 間口は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とし、床は、水平とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
- (駐車場)

第46条 第26条の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の駐車場について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「歩行者の」とあるのは、「第42条第1号の規定による基準に適合する」と読み替えるものとする。

(便所)

第47条 第34条から第36条までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の便所について準用する。

- 2 敷地面積が2,000平方メートル以上の都市公園に便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときにあっては、それぞれ1以上)は、便所内に簡易式ベッドを備え付けた多機能便房を設けるものとする。
- 3 敷地面積が2,000平方メートル以上の都市公園に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、前2項の規定による基準のほか、次に掲げる基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときにあっては、それぞれ1以上)設けるものとする。
- (1) パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けること。
- (2) 人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区別があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示すること。
- (3) 乳幼児椅子その他乳幼児を座らせることができる設備(次号において「乳幼児椅子等」という。)のある便房を1以上設けること。
- (4) 乳幼児椅子等のある便房及び当該便房のある便所の出入口には、乳幼児椅子等が設置されている旨を適切な方法で表示すること。

(水飲み場及び手洗い場)

第48条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲み場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。次に定める構造とするものとする。

- (1) 1以上の水飲み場は、車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
- (2) 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとする。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用

する手洗い場について準用する。

(揭示板及び標識)

第49条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 高さ、文字の大きさ、表示等が、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいもので、当該揭示板に表示された内容が容易に識別することができるものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第50条 第42条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第42条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けるものとする。

(一時使用目的の特定公園施設)

第51条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第42条から前条までの規定によらないことができる。

第4章 重点整備地区の信号機等に関する基準

(信号機に関する基準)

第52条 法第36条第2項の条例で定める信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

- (1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下この条において「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの
- イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等が、その横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
- ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

- (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第53条 法第36条第2項の条例で定める道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第54条 法第36条第2項の条例で定める道路標示に関する基準は、次の各号に掲げるいずれかの道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

第5章 雑則

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び重点整備地区の信号機等に関する基準に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 敷地の基準（第6条・第7条）

第3章 県営住宅等の基準

第1節 県営住宅の基準（第8条－第13条）

第2節 共同施設の基準（第14条－第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第5条第1項及び第2項の規定により、県営住宅（県が建設又は借上げ（同法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するための借上げに限る。）をし、低額所得者に賃貸又は転貸をするための住宅及びその附帯施設で、同法の規定による国の補助に係るものをいう。以下同じ。）及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、公営住宅法において使用する用語の例による。

(健全な地域社会の形成)

第3条 県営住宅等の整備に当たっては、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第4条 県営住宅等の整備に当たっては、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるようにするものとする。

(費用の縮減への配慮)

第5条 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

第2章 敷地の基準

(位置の選定)

第6条 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置の選定に当たっては、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮するものとする。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

第3章 県営住宅等の基準

第1節 県営住宅の基準

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物の配置に当たっては、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮するものとする。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

(住戸の基準)

第10条 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

(住戸内の各部の基準)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

(共用部分の基準)

第12条 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性

の確保を適切に図るための措置で規則で定めるものを講ずるものとする。

（附帯施設の基準）

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設の設置に当たっては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

第2節 共同施設の基準

（児童遊園の基準）

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

（集会所の基準）

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

（広場及び緑地の基準）

第16条 広場及び緑地の位置及び規模については、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

（通路の基準）

第17条 敷地内の通路の配置は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的にするものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、県営住宅等の整備に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第55号

### 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例

（設置）

**第1条** 弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理等）

**第2条** 弓道場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、弓道場の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育

委員会が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

（休館日）

**第3条** 弓道場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

**第4条** 弓道場の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可等）

**第5条** 弓道場の射場（近的射場及び遠的射場をいう。）又は会議室（これらの附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。以下この条並びに次条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

（3） 弓道場の管理上支障があると認めるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に弓道場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

**第6条** 弓道場を利用する者は、弓道場内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

**第7条** 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

**第8条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は同条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

（1） 利用者が第5条第1項後段又は第6条の規定に違反したとき。

（2） 利用者が第5条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

（3） 利用者が第5条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によつ

て同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、弓道場の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

**第9条** 利用者は、第11条の規定により定められた弓道場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の收受)

**第10条** 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

**第11条** 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第13条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

**第14条** 弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第9条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考（備考5を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として收受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

**第15条** 利用者は、その利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、弓道場を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第22条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった弓道場の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第16条** 弓道場を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により弓道場の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

**第17条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する利用の許可等、第8条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 第10条に規定する利用料金の收受、第12条に規定する利用料金の減免、第13条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 弓道場の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 弓道の振興に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第18条** 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

**第19条** 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による弓道場の管理が弓道場の公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が弓道場の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 弓道場における県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

(5) 弓道場の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項

に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

**第20条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第22条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による弓道場の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

（業務報告の聴取等）

**第21条** 教育委員会は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

**第22条** 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。

（指定等の告示）

**第23条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第19条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第19条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（秘密保持義務）

**第24条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

**第25条** この条例に定めるもののほか、弓道場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条の規定による利用の許可等並びに第11条の規定による利用料金の承認等は、この

条例の施行の日前においても、第18条及び第19条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第23条、第5条及び第8条並びに第11条、第12条及び第13条ただし書の規定の例により行うことができる。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。別表中

「

|                       |                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------|
| 84 高知県立地域職業訓練センターの使用料 | 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第14条第1項 |
|-----------------------|----------------------------------------------------|

」

を

「

|                       |                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------|
| 84 高知県立地域職業訓練センターの使用料 | 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第14条第1項 |
| 85 高知県立弓道場の使用料        | 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第14条第1項        |

」

に改める。

別表（第11条、第14条関係）

| 区分               |                                                |                                                |             | 利用料金の基準額              |                      |                      |                      |                             |              |
|------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|--------------|
|                  |                                                |                                                |             | 午前8時<br>30分から<br>正午まで | 午後1時<br>から午後<br>5時まで | 午後5時<br>から午後<br>7時まで | 午後7時<br>から午後<br>9時まで | 午前8時<br>30分から<br>午後9時<br>まで | 延長1時<br>間につき |
| 射<br>場           | 団<br>体<br>利<br>用                               | 近<br>的<br>射<br>場                               | 学<br>生      | 1,330円                | 1,520円               | 760円                 | 760円                 | 4,750円                      | 380円         |
|                  |                                                |                                                | 一<br>般      | 2,630円                | 3,000円               | 1,500円               | 1,500円               | 9,380円                      | 750円         |
|                  |                                                | 遠<br>的<br>射<br>場                               | 学<br>生      | 770円                  | 880円                 | 440円                 | 440円                 | 2,750円                      | 220円         |
|                  |                                                |                                                | 一<br>般      | 1,570円                | 1,800円               | 900円                 | 900円                 | 5,620円                      | 450円         |
|                  | 近<br>的<br>射<br>場<br>及<br>び<br>遠<br>的<br>射<br>場 | 学<br>生                                         | 2,100円      | 2,400円                | 1,200円               | 1,200円               | 7,500円               | 600円                        |              |
|                  |                                                | 一<br>般                                         | 4,200円      | 4,800円                | 2,400円               | 2,400円               | 15,000円              | 1,200円                      |              |
|                  | 個<br>人<br>利<br>用                               | 近<br>的<br>射<br>場<br>又<br>は<br>遠<br>的<br>射<br>場 | 学<br>生      | —                     | —                    | —                    | —                    | 150円                        | —            |
|                  |                                                |                                                | 一<br>般      | —                     | —                    | —                    | —                    | 300円                        | —            |
| 会<br>議<br>室      | 大<br>会<br>議<br>室                               |                                                | 1時間につき570円  |                       |                      |                      |                      |                             |              |
|                  | 中<br>会<br>議<br>室                               |                                                | 1時間につき410円  |                       |                      |                      |                      |                             |              |
|                  | 小<br>会<br>議<br>室                               |                                                | 1時間につき100円  |                       |                      |                      |                      |                             |              |
| 附<br>属<br>設<br>備 | 放<br>送<br>設<br>備                               |                                                | 1日につき1,500円 |                       |                      |                      |                      |                             |              |
|                  | 冷<br>暖<br>房<br>設                               | 大<br>会<br>議<br>室                               | 1時間につき300円  |                       |                      |                      |                      |                             |              |
|                  |                                                | 中<br>会<br>議<br>室                               | 1時間につき100円  |                       |                      |                      |                      |                             |              |

|   |      |           |
|---|------|-----------|
| 備 | 小会議室 | 1時間につき50円 |
|---|------|-----------|

- 備考
- この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「1日」とは午前8時30分から午後9時（休日にあつては、午後5時）までの間をいう。
  - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
  - 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
  - 寒げい古等で射場を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
  - 個人の射場の1月単位の利用（個人が1月単位で近的射場及び遠的射場を単独又は併用で利用することをいう。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき学生は900円、一般は1,800円とする。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第56号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
付則第21条第4項中「第20条第3項又は第5項」を「第20条第2項」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県清流保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第57号

##### 高知県清流保全条例の一部を改正する条例

高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「湧水」を「湧水」に、「歴史的、文化的価値」を「歴史的若しくは文化的な価値」に改める。

第8条第3項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第9条第1項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第12条中「第3条の」を「第3条に規定する」に、「第2条第5項」を「第2条第6項」に、「特定事業場をいう。以下」を「特定事業場をいう。別表において」に改める。

第16条の見出し中「生活雑排水」を「生活排水」に改め、同条中「生活雑排水（人の日常生活に伴って排出される生活排水のうち、し尿を除いた炊事、洗濯、入浴等による排水）」を「生活排水（法第2条第9項に規定する生活排水）」に改める。

第17条の見出しを「（高知県環境審議会からの意見聴取）」に改め、同条中「この条例に別に」を「第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に」に改める。

別表の1の表中「第66号の2から第66号の7まで」を「第66号の3から第66号の8まで」に、「平成2年4月1日における令別表第1各号のうち、上記以外」を「上記各号以外」に改め、同表の3の表中「50,000立方メートル」を「5万立方メートル」に、「10,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「第66号の2から第66号の7まで」を「第66号の3から第66号の8まで」に、「平成2年4月1日における令別表第1各号のうち、上記以外」を「上記各号以外」に改め、同表の4(2)の表中「蒸溜酒又は混成酒製造業」を「蒸留酒製造業又は混成酒製造業」に、「平成2年4月1日における令別表第1各号のうち、上記、」を「上記各号並びに」に改め、同表備考1中「先端とを」に改め、同表備考2中「（丸山橋北詰）」を「（丸山橋北詰め）」に改め、同表備考5中「である」を「をいう」に改め、同表備考6中「第32条第1項の表」を「第32条第1項第1号の表」に改め、同表備考7中「とする」を「をいう」に改め、同表備考10中「方法」を「検定方法」に改め、同表備考14中「13」を「備考13」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第58号

##### 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例

高知県流域下水道条例（平成2年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第1項において準用する法第25条の規定により、法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）及び下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。第5条第3号において「省令」という。）に定めるもののほか、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 法第25条の2第1項の規定により、流域下水道を設置する。

2 流域下水道の名称は、浦戸湾東部流域下水道とし、当該流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市は、高知市、南国市及び香美市とする。

第3条中「管理」を「設置その他の管理」に、「知事が別に」を「規則で」に改め、同条を第10条とし、第2条の次に次の7条を加える。

（定義）

**第3条** この条例において使用する用語の意義は、法及び政令において使用する用語の例による。

（流域下水道の構造の基準）

**第4条** 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第8条までに定めるとおりとする。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

**第5条** 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第7条において同じ。）に共通する構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないものとして次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講じられていること。

ア 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれがない構造のもの

イ 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合にあっては、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

(ア) 政令第6条（第2項を除く。）に規定する基準

(イ) 省令第4条の3第2項の規定により国土交通大臣が定める方法による検定において、大腸菌が検出されないこと。

(ウ) 省令第4条の3第2項の規定により国土交通大臣が定める方法による検定に

において、濁度が2度以下であること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれがある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。  
(排水施設の構造の基準)

**第6条** 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれがある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所其他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) 枡又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき枡又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。  
(処理施設の構造の基準)

**第7条** 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。）の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残滓物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。  
(適用除外)

**第8条** 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道  
(終末処理場の維持管理の方法)

**第9条** 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の条例で定める終末処理場の維持管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残滓物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第59号

##### 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「（以下「都市公園」という。）」を削り、「（昭和31年政令第290号）」を「（昭和31年政令第290号。第1条の6において「政令」という。）」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

**第1条の2** 法第3条第1項の条例で定める県が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第1条の4に定めるとおりとする。

（都市公園の敷地面積の標準）

**第1条の3** 県が設置する都市公園の敷地面積の標準は、県が設置する都市公園の敷地面積に市町村が設置する都市公園の敷地面積を加えた県民1人当たりの都市公園の敷地面積を12平方メートル以上とすることとする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

**第1条の4** 県が、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれその特質に応じて県内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 県が、主として歴史的意義を有する土地を有効に利用すること等を目的とする都市公園並びに主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

**第1条の5** 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合における範囲）

**第1条の6** 県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物が設けられる都市公園の敷地面積（以下この条において「公園面積」という。）の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の10を限度として同項本文及び前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 第2条中「必要と」を「必要があると」に改める。  
第17条の見出しを「（占用の許可を受けた事項の軽易な変更）」に改める。  
第23条第1項中「相当と」を「相当であると」に改める。  
第33条の次に次の1条を加える。

（指定等の告示）

**第33条の2** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第29条第2項の規定による指定をしたとき。  
(2) 第29条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。  
(3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第34条第1項中「前条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第44条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第60号

##### 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立中村養護学校は、この条例による改正後の高知県立中学校、

高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立中村特別支援学校として存続するものとする。



高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第61号

##### 高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例

高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「暴力団と関係を有する者で」を「者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下に」に、「協力し、若しくは関与する」を「協力する」に改める。

第4条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。